

募集要項 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	1頁 第1	民間事業者は、募集要項及び以下に示す募集要項の別添資料（これらに関する添付資料を含む）並びにこれに対する質問回答書（公表後の追加及び変更を含む）（以下これらを総称して「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、募集に参加するものとする。	民間事業者は、募集要項及び募集要項に併せて公表する次の資料（以下「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、募集に参加するものとする。
2	10頁 2 表内	募集要項及び別添資料の公表	募集要項等の公表
3	10頁 2 表内	募集要項及び別添資料に関する質問の受付	募集要項等に関する質問・意見の受付
4	10頁 2 表内	募集要項及び別添資料に関する質問への回答	募集要項等に関する質問への回答
5	11頁 3 (1)	募集要項及び別添資料に関する質問の提出について	募集要項等に関する質問の提出について
6	11頁 3 (1)	募集要項及び別添資料の内容に関する質問の受付を次のとおり行う。	募集要項等の内容に関する質問の受付を次のとおり行う。
7	11頁 3 (1)表内	市のホームページで公表している「募集要項及び別添資料に関する質問書」（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにより、下記提出先に提出のこと。電子メールに添付するファイルの容量は10MBまでとする。 メールタイトルは「募集要項及び別添資料に関する質問（企業名）」と明記のこと。窓口・電話・FAXでの受付は行わない。	市のホームページで公表している「募集要項等に関する質問書」（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにより、下記提出先に提出のこと。電子メールに添付するファイルの容量は10MBまでとする。 メールタイトルは「募集要項等に関する質問（企業名）」と明記のこと。窓口・電話・FAXでの受付は行わない。
8	11頁 3 (1)表内	募集要項及び別添資料に関して提出された質問に対する回答は、市のホームページで公表する。 個別に回答は行わない。公表に際して、質問者の名称は公表しない。 公表時期は令和4月11月28日（月）とする。	募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、市のホームページで公表する。 個別に回答は行わない。公表に際して、質問者の名称は公表しない。 公表時期は令和4月11月28日（月）とする。
9	11頁 3 (2)	本事業への提案を行うことを予定している民間事業者は、これらの事項に関して、(1)の募集要項及び別添資料に関する質問の提出手続きとは別に市に個別に相談を行うことができる。	本事業への提案を行うことを予定している民間事業者は、これらの事項に関して、(1)の募集要項等に関する質問の提出手続きとは別に市に個別に相談を行うことができる。
10	20頁 第4 2 (1)	なお、公共施設整備に係る継続費に関する議案は、令和5年3月開催予定の令和5年第1回定例会に提出する。	なお、公共施設整備の請負代金に係る債務負担の設定に関する議案は、令和4年12月開催予定の令和4年第4回定例会に提出する。
11	23頁 別紙1 No19	新たに整備する公共施設に配置される備品について、選定事業者が調達した什器及び備品を、市の完成確認前に所定の位置に搬入・設置する業務をいう。	新たに整備する公共施設に配置される備品について、市が調達した什器及び備品を、市の完成確認前に所定の位置に搬入・設置する業務をいう。